

第4次プラン 事業(案)

参考資料1

通し 番号	29年度 新規事業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
重点分野1 あらゆる分野における男女共同参画						
政策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画						
①民間における政策・方針決定過程への女性の参画						
1		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男女共同参画を促進するた めの人材育成	企業の方針決定の場で活躍できる人材を育成するた め、管理職をめざす女性を対象としてマネジメント能力 等の向上を支援するセミナー等を開催する。	・女性管理職育成セミナーの実施
2		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	女性人材情報等の提供	政策・方針決定過程など女性の参画が少ない分野で 活躍している女性に関する情報を発信することにより、 女性のロールモデルを示すとともに、審議会などの女性 委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女 共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を 発揮したい女性を支援するための情報をインターネット 等により提供する。	・かながわの女性応援サイトの運用 ・女性人材情報等サイトの運用 ・男女共同参画関係団体・グループ情報システムの運用
3		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、社会参画セミナー「江の島塾 (平成27年度より「かなテラス カレッジ」)」の受講者を対 象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握 し、今後の事業企画に役立てる。	・社会参画状況調査の実施 基準日毎年12月1日
4	新	環境農政局 農政部	農業振興課	地域農業に関する方針等へ の女性の参画促進	農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を促進 する。	二
②政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画						
5	新	県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	議会における女性参画への 理解促進	政治分野における女性の参画を促進するため、地方 議会における女性参画の意義について理解を促進す る。	・県内議会における女性議員の割合について、情報提供する。 ・クオータ制についての周知を行う。(H27・28かなテラス研究報告書へのホームページ 上でのリンク)
6		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	審議会等委員への女性の参 画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議 会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを目指 し、審議会等における女性委員の構成比率(女性委員 登用率)を平成29年度までに40%とすることを目標とす る登用計画に基づき、審議会等委員への女性の登用を 推進する。	・第9次「審議会等の女性委員の登用計画」の推進 ・審議会等における女性登用の実態調査の実施
7		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男女共同参画を促進するた めの人材育成	政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進す るため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座 を実施する。	・女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ(江の島塾)」の実施

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
8		総務局 組織人材部	人事課	育児休業復業者支援研修	キャリア選択型人事制度や育児支援制度等の理解を深めるとともに、組織の中で自らの果たす役割を再確認し、仕事・育児・家庭のバランスに配慮した自らのキャリアプランについて考え、復業後のキャリア開発の計画を策定する。	・育児休業復業者支援研修を実施
9		総務局 組織人材部	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	平成28年4月策定の「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、女性職員の幹部職員における割合の目標値を平成32年度を目途に20%にしています。 県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議」を開催し、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	・次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議の開催
10		政策局 自治振興部	市町村課	性別によらない職員交流の実施	女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	・県から派遣する交流職員に係る市町村の希望の照会から性別要件を除外 ・これまで女性職員の受入実績のない市町村に対する受入拡大の提唱 ・市町村から派遣される交流職員について、性別によらない選定を推奨

政策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進

①女性の活躍の推進

11		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	かながわ女性の活躍応援団 支援事業	社会全体で女性の活躍を応援するムーブメントを創出するため、女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップで「かながわ女性の活躍応援団」を結成し、啓発講座等を実施する。	・かながわ女性の活躍応援団員の拡大 ・啓発講座等の実施 ・かながわ女性の活躍応援団紹介冊子等の作成
12		産業労働局 労働部	労政福祉課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進します。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定する事業を実施する。	○神奈川なでしこブランドを募集・認定し、広報を行う。 ○「なでしこの芽」「なでしこの種」を募集・認定し、商品化をサポートする。 ・広報事業として下記のイベント等を実施 交通広告の実施、かながわ中央メーデーにおける展示販売、県庁本庁舎公開におけるPR、神奈川なでしこブランドセミナー、神奈川なでしこブランド展、横浜タカシマヤにおける神奈川なでしこブランドPRイベント、神奈川なでしこブランドフェア
13	新	教育局	県立図書館	女性の「働く」を応援する「人生100歳時代」を支える県立図書館事業	既存の講座と役割分担しながら「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の強みを生かした施策展開をする。	二

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援						
14		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	若い世代の女性の理工系分 野選択の促進	女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の 適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択がで きるよう、ホームページ等での情報提供を行う。	・かながわの女性応援サイトに、国等の理工系女性のロールモデル情報等のリンクを貼 ることによる情報提供を実施
15	新	県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	リケジョ(理工系女子)促進 事業	性別にかかわらず、生徒や学生の進学及び就職にお ける理工系選択を促進するため、県内の高等学校等 において応援団員企業等による出前講座を実施し、特 に理工系のキャリア形成に関する意識啓発や将来の技術 者等の育成につなげる。(高校生向け 2～3回、大学 生向け 1回)	ニ
③農業や商工業分野における女性の参画支援						
16	新	環境農政局 農政部	農業振興課	女性の農業進出促進支援	女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるた め、女性の就農希望者のインターンシップへの支援や 農業者の経営発展に資する研修を実施するほか、「か なチャンTV」によるPRなどイメージアップを図り、女性 の新規就農及び経営参画を促進する。また、女性のア イデアを活かした新商品開発等に必要な経費に対して 補助する。	ニ
17		環境農政局 農政部	農業振興課	農業分野における男女共同 参画の推進	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての 起業活動等の支援により、農業分野における男女共同 参画に取り組む。	・関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農 業分野における男女共同参画を推進
18		産業労働局 中小企業部	中小企業支援課	商工業に携わる女性の活動 への支援	商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発 展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会 議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取 組みに対して助成することにより、商工業に携わる女性 の自主的な事業活動を支援する。	・県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連 合会の活動に対する助成 1 研修会・講習会等の開催 2 主張発表大会の実施(県商工会女性部連合会) 3 会員大会の実施(県商工会議所女性会連合会)
④防災分野への女性の参画支援						
19		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	防災分野への女性の参画の 促進	防災分野への男女共同参画の啓発講座等を開催す る。	・男女共同参画推進市町村連携事業として防災分野をテーマに啓発講座を実施(市 町村がテーマを決定)
20		県民局 くらし県民部	かながわ県民活動 サポートセンター	災害救援ボランティアコー ディネーターの養成	災害救援ボランティアコーディネーター(女性を含む) の養成を進める。	・かながわコミュニティカレッジ「災害救援ボランティアコーディネーター養成講座」の開 催

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
21	新	安全防災局 安全防災部	消防課	女性消防団員の加入促進	シンポジウムなどによる女性消防団員の加入促進と、女性消防団員活動のための環境整備を行う。	
22		安全防災局 安全防災部	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防団員対象の特別教育を実施する。	消防職団員(女性を含む)教育の実施
23		安全防災局 安全防災部	災害対策課	より良い避難所運営に向けた市町村の取組みを支援	県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。	内閣府が改定した「避難所運営ガイドライン」をもとに避難所マニュアルの見直しを検討する。

政策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

①家庭・地域活動への男性の参画

24		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男性の家事・地域参加の促進	NPO等から男女共同参画社会の実現に向けた事業計画を公募する際に、地域や家庭等様々な分野での男性の活躍支援をテーマの一つとして設定し、男性の性別役割分担意識の変化を促すための講座を協働により実施する。	・社会参画推進事業の公募テーマの一つとして「主に男性を対象とする企画」を実施
25		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男性の家事・育児の促進	子育て中の父親やこれから父親になる男性を対象に、子育てと仕事の両立や家事への積極的な参加を促す。	・男性セミナーの実施
26	一部新	県民局 次世代育成部	次世代育成課	男性の育児の促進	男性の育児への係わりを深めるための啓発等を促進する。	・かながわ子ども・子育て支援月間の取組みとして、引き続き父親の育児参加の企画を募集し、参加を呼びかけ ・かながわパパ応援ウェブサイト「パパミカタ」の運営

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
重点分野2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現						
政策の基本方向1 職業生活における活躍支援						
①女性の就業支援						
27		産業労働局 労働部	労政福祉課	女性の就業支援	就職・再就職・起業など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング、セミナー、面談会等の就業支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング ・キャリア形成支援セミナー ・女性労働相談 ・女性弁護士相談 ・就職面接用スーツの貸出事業
28		産業労働局 労働部	労政福祉課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングマザー両立応援カウンセリング ・両立応援セミナー
29		産業労働局 労働部	労政福祉課	女性起業家の育成に向けた講座の開催	能力を生かして起業を考える女性のスタートアップを応援するため、起業に関する現状や実例を学ぶ講座等の起業支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の起業入門セミナー ・女性の起業ステップアップセミナー
30		産業労働局 労働部	産業人材課	多様な能力開発の実施	各県立職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は在職者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の実施 計画定員 1 専門課程訓練 5コース 400人 2 普通課程訓練 14コース 390人 3 短期課程訓練 44コース 710人 4 在職者訓練 405コース 5,315人 5 在職者専門高度訓練 87コース 1,500人
②【再掲】家事・育児の基盤整備						
③【再掲】介護の基盤整備						
④就業環境の整備						
31		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	企業の男女共同参画の取組 みの促進(条例届出)	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施
32		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	企業の男女共同参画の取組 みの促進(企業訪問等)	企業訪問等を通じ、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問(40か所) ・企業の女性活用取組み事例の収集・提供

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
33		産業労働局 労働部	労政福祉課	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	職場における差別やセクシュアル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。	相談事業の実施について ・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談(マザーズハローワーク横浜・相模原内) ・街頭労働相談会における女性労働相談 ・労働相談における女性からの労働相談件数 ・「職場のハラスメント相談強化週間」を設けて、特別相談会、講演会を開催 ・セクシュアル・ハラスメント相談
34		産業労働局 労働部	労政福祉課	マタハラ・パタハラ対策事業	マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなどにより、女性が働きづらくなることのないよう、職場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	
35-1		総務局 組織人材部	人事課	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施
35-2		総務局 組織人材部	職員厚生課	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施
35-3		教育局 総務室	教育局総務室	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施
36		産業労働局 労働部	労政福祉課	高校生等への労働教育の実施	若い世代を対象に、働くルールに関する基礎知識を中心に、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するための労働教育を実施する。	・冊子「若者労働ガイド」や平成27年度に作成した「若者労働ハンドブック」を活用して、高校生等を対象とする出前労働教育の実施
37		産業労働局 労働部	労政福祉課	男女雇用平等の促進	男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、法の周知徹底を図るとともに、雇用管理制度の運用面における男女の実質的な平等の実現を目指す。	・男女雇用機会均等月間(6月)を県民の窓(神奈川新聞)や県のたよりに掲載
38		産業労働局 労働部	労政福祉課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座を開催する。	・労働講座「育児・介護休業法」等をテーマとして取り上げ実施
39		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	「労働の場における男女共同参画」研修用教材の配布	教職員や市町村職員等が労働の場における男女共同参画について理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行うことのできる研修用教材を配布する。	・「労働の場における男女共同参画」について一般向けの研修用教材(Power Point版)を用意し、それぞれ希望に応じて配布

⑤多様な働き方の支援

通し番号	29年度新規事業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
40	一部新	産業労働局労働部	雇用対策課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ずフリーターなど非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	<p>・かながわ若者就職支援センターにおける相談、情報提供、就職活動支援セミナーなどの実施 対象:30歳代まで</p> <p>・若者・企業交流事業 ①若者・企業交流イベント ②企業訪問イベント(オープンカンパニー) ③職場体験 ④保護者向け就活サポートセミナー</p>
41		産業労働局労働部	雇用対策課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	・シニア・ジョブスタイル・かながわにおけるキャリアカウンセリング等の実施 対象:40歳以上
42		産業労働局労働部	労政福祉課	パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進	厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働法の普及啓発を行う。	・労働講座「パートタイム労働法」等をテーマとして取り上げ実施

政策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

①長時間労働削減のための取組み促進

43		産業労働局労働部	労政福祉課	労働時間の短縮	仕事と家庭の両立を図るため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づき、情報提供や普及啓発を行うことにより、労働時間等の設定改善を促進する。	・広報誌を活用した労働時間等の設定改善の情報提供、普及啓発
44-1		総務局組織人材部	人事課	労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	・「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局の取組みの実施
44-2		企業局総務室	企業局総務室	労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	・「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した企業局の取組みの実施
44-3		教育局総務室	教育局総務室	労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	・「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した教育局の取組みの実施
47		産業労働局労働部	労政福祉課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の取組み	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	<p>・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営</p> <p>・九都県市の共同取組み</p> <p>・神奈川いきいき労働共同宣言(H29.1.25)に基づく取組み</p>

通し 番号	29年度 新規事業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
50	新	総務局 組織人材部	人事課	県職員の働き方改革の推進	長時間労働の是正など、職員のワーク・ライフ・バランスを実現することで、職員一人ひとりがいきいきと、高いモチベーションを持って働くことができる職場環境をつくり、全ての職員が能力を最大限発揮できるようにする。	【29年度】 ・県庁内イントラにおける「働き方改革ポータル」の開設 ・29年度取組方針(長時間労働の是正、「家庭の日」など) ・働き方改革推進本部・調整部会の開催 等
45		産業労働局 労働部	労政福祉課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、テレワーク体験セミナーの開催やアドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。	・テレワーク導入促進業務委託
46	一部新	総務局 組織人材部	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワークライフバランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 【H29】 ・柔軟で多様な働き方を推進するため、育児・介護に関わる職員を対象に在宅勤務(テレワーク)を実施する。
②両立支援のための取組み促進						
48		産業労働局 労働部	労政福祉課	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランスアドバイザー ・ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会
49		産業労働局 労働部	労政福祉課	仕事と家庭の両立支援	男女労働者の職業生活と家庭生活の調和を図るため、両立支援のためのセミナー等を開催するとともに、ライフステージに合わせた働き方を選択できるような社会風土づくりに取り組む。	・ワーキングマザー両立応援カウンセリング ・両立応援セミナー ・ワーク・ライフ・バランス講演会を開催
51-1		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画課	公契約等を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共契約におけるワーク・ライフ・バランス取組推進企業への加点評価等を行う。	女性活躍推進法第20条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、「神奈川県物品等に係る競争入札参加資格者等級格付要項」において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行う。
51-2		県民局 次世代育成部	次世代育成課	公契約等を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共契約におけるワーク・ライフ・バランス取組推進企業への加点評価等を行う。	神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証制度「かながわ子育て応援団」の認証を受けている企業に対して、加点評価を行う。
52		教育局 生涯学習部	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	・神奈川県家庭教育協力事業者連携事業の実施

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
53-1		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	イクボス事業	イクボス宣言PR動画による意識啓発	「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより、県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施。
53-2		産業労働局 労働部	労政福祉課	イクボス育成事業	イクボス育成資料の提供	27年度作成のイクボス育成研修手引書及び研修用テキストを県ホームページで公表することにより、個別企業内のイクボス育成に資する情報を提供する。
53-3		総務局 組織人材部	人事課	イクボス事業	知事をはじめとする県の幹部職員が、業務の効率化や休暇の取得促進等に積極的に取り組み、職員が子育てや介護をしながら生き生きと活躍できる職場を実現するとともに、自らが率先して、仕事を充実させつつ、家族との時間も大切に「イクボス」になることを宣言する。	県職員におけるワーク・ライブ・バランス促進のため、県幹部職員のイクボスへの取組みを推進する。

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
重点分野3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし						
政策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶						
①配偶者等からの暴力被害者への支援						
54		県民局 くらし県民部	①人権男女共同参 画課 ②女性相談所 ③かながわ男女共 同参画センター	配偶者等からの暴力総合対 策の推進	配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防 止・被害者支援プラン」(H26策定)を着実に推進すると ともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援 するため、市町村における取組みへの支援、配偶者暴 力相談支援センターにおける、相談・一時保護体制を 充実強化し、被害者の自立支援拠点体制を整備する。 また、県、市町村及び民間団体の協働による一時保護 施設の運営や、市町村等の関係職員及びシェルター関 係者の人材育成を行うほか、民間団体の被害者を支 える取組みへの支援を行うなど、関係機関との連携も と、配偶者等からの暴力対策を総合的に推進する。	・「配偶者暴力相談支援センター」の充実強化 1 相談 (1) 配偶者等からの暴力相談 (2) 被害者の自立のためのサポート相談の実施 (3) 自立支援のための情報収集・情報提供の実施 (4) 多言語相談の実施 【対応言語(7言語):英語、中国語、韓国 ・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タ ガログ語、タイ語】 2 一時保護 3 民間団体との連携 ・民間団体の被害者自立支援活動への補助 ・市町村の関係職員及びシェルター関係者の人材育成 行政職員研修 シェルタースタッフ研修
55		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	DV相談の実施	配偶者等の異性から暴力を受けている被害者の支援の ため、職員が対応する「一般相談」と弁護士等の専門家 が対応する「専門相談」との連携によって相談を実施す る。	・相談件数(内訳)DV相談(※専門相談を含む)
56		県民局 くらし県民部	女性相談所	女性電話相談の実施	日常生活上、様々な問題を抱える女性のための電話相 談業務を実施する。	・「女性電話相談室」相談受付件数
57		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	相談員等の研修の充実	かながわ男女共同参画センターの相談員など、相談 業務に携わる職員の資質向上を図るための研修を実施 する。	・かながわ男女共同参画センターの相談員など相談業務に携わる職員の資質向上を 図るための研修の実施 女性問題研修会(市町村相談員も対象を含む) スーパービジョン(市町村相談員も対象を含む)
58		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	配偶者等からの暴力被害者 の自助グループの立ち上げ 支援	心理カウンセラーによるグループカウンセリングを定期的 に開催することにより、配偶者等からの暴力被害者の ダメージの回復・軽減を図るとともに、将来的に自主的な 自助グループ活動を行うことができるよう立ち上げ支援 を行う。	・心理カウンセラーによるグループカウンセリング
59		県土整備局 建築住宅部	公共住宅課	配偶者等からの暴力被害者 への県営住宅の活用	配偶者等からの暴力被害者について、一般単身者向 住宅等へ申し込むことが出来るような措置をとる。	・配偶者等からの暴力被害者への県営住宅の活用継続を実施

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
60		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	人身取引(トラフィッキング) 被害者等への支援対策の推 進	居所のない女性や人身取引被害者への支援対策を 推進する。	・居所のない女性や人身取引被害者の一時保護、支援の充実
②配偶者等暴力に対する啓発						
61		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	配偶者等からの暴力防止啓 発冊子の発行	配偶者等からの暴力防止啓発冊子を作成し、県内市 町村、警察署等に配布する。 外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフ レットを8言語(英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タイ 語、タガログ語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語)で 作成し、県内市町村、警察署等へ配布する。	・配偶者等からの暴力防止啓発冊子を作成し配布 ・外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレットを8言語(英語、韓国・朝 鮮語、スペイン語、タイ語、タガログ語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語)ごとに作成 し配布
62		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	交際相手からの暴力予防啓 発冊子の発行	中学生を対象とした交際相手からの暴力予防啓発冊 子を作成し、県内全ての中学校及び関係機関に配布す る。	・交際相手からの暴力予防啓発冊子「Be myself」を作成。県内全ての中学校及び特別 支援学校中学部の2年生に配布するとともに、関係機関等に配布
63		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	「異性への暴力防止」研修用 教材の配布	教職員や市町村職員等が異性への暴力防止につい て理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行 うことのできる研修用教材を配布する。	・「異性への暴力防止」について一般向けの研修用教材(Power Point版)を用意し、そ れぞれ希望に応じて配布
64		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	DV気づき講座	身近に起こりうるDVについて、わかりやすく説明し、D Vの予防について普及啓発するとともに、実際被害をう けている被害者自身の気づきにつなげるためのセミ ナーを実施する。	・DV気づき講座の実施
65		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	交際相手からの暴力予防啓 発冊子の発行	高校生を対象とした交際相手からの暴力予防啓発冊 子を作成し、県内全ての高等学校の1年生等、また県内 市町村の青少年関係機関に配布する。	・交際相手からの暴力予防啓発冊子を作成。県内全ての高等学校及び特別支援学校 高等部の1年生に配布するとともに、県内市町村青少年関係機関等に配布
66		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	デートDV防止啓発講座	デートDV防止のための啓発活動として、NPO等や大 学との連携を図り、大学等でのデートDV防止講座を実 施する。	・デートDV防止啓発講座の実施
③犯罪被害被害者等に対する支援						

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
67		安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援の提供	警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供 ・犯罪被害者等への総合相談 ・弁護士による法律相談 ・臨床心理士等によるカウンセリング ・生活資金貸付 ・一時的な住居の提供等 ・付添い支援
68		安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(上級)の開催(1回・10日間) ・支援ボランティアの募集・管理・育成
69		安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪被害者等についての理解の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働 講座を開催 ・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座を実施 ・犯罪被害者等支援キャンペーンを実施
70		安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援を受けられるよう、24時間365日対応の専用ホットラインによる電話相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ性犯罪・性暴力ホットラインにおける電話相談の実施
71	新	安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業	性犯罪・性暴力の被害者が必要なときに必要な支援をワンストップで受けられるよう、関係機関と連携したワンストップの支援センター「かならいん(仮称)を設置し、総合的支援体制を整備する。	ニ
72		警察本部	警務課被害者支援室	犯罪被害者等への支援	事件事故等の被害者等に対し、捜査状況等の連絡、防犯指導、不安解消のための訪問活動、捜査過程における女性警察官による付添支援、要望・意見の聴取、精神的被害に対する心理員によるカウンセリングの実施等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査状況の連絡 ・防犯指導や不安解消のための訪問活動の実施 ・捜査過程における女性警察官による付添支援、要望・意見の聴取 ・精神的被害に対する心理員によるカウンセリング等の被害者支援活動の実施
73		警察本部	捜査第一課	性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪における女性警察官の活用の実施 ・性犯罪被害に関する電話相談の実施
74		安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	広報啓発活動の推進	犯罪被害者等を温かく支える地域社会を形成 するため、犯罪被害者等の置かれている状況 や支援の必要性等について県民や事業者の 理解を深めるための広報活動や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者週間キャンペーン等様々な機会や手法を活用した、かながわ犯罪被害者サポートステーションの啓発事業を行う。 ・地域住民や関係機関職員等を対象とした講座を、市町村との 協働により、実施する。 ・大学、事業所等において、犯罪被害者等支援への理解の促進を図るため、犯罪被害者等の講演や、DVDを利用した研修を実施する。

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
75		安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	犯罪被害者等支援ボラン ティア登録制度の実施	支援を担う人材の裾野を広げるため、支援ボランティア の登録を行う。	支援ボランティアの登録を行う。
76		安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	犯罪被害者等支援員養成講 座の実施	支援に携わるボランティアを養成するため、支援員養成 講座を実施する。	犯罪被害者等支援員養成講座(初中級、上級編)を実施する。
77		県警本部	警務部 警務課被害者支援 室	関係機関・団体との連携によ る充実	犯罪被害者を支援するため、次の機関等と連 携して取 り組む。・神奈川県・神奈川県被害者支援連絡協議会 ・神奈川県公安委員会指定 犯罪被害者等早 期援助団 体認定NPO法人神奈川被害者支 援センター・警察署 単体に構築されている「被害者支援 ネットワーク	・6月22日、神奈川県被害者支援連絡協議会第19回定期総会 を開催し、関係機関・ 団体と連携した被害者支援の強化と大規模被害者支援事案発生時の体制強化を構 築しています。 ・継続して関係機関と連携を図り、被害者支援を推進します。
78		県警本部	総務部 広報県民課	県警広報啓発活動の推進	被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、 リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の 広報紙等による 広報活動を行う。・被害相談窓口広報用のポスターを 警察署・、交番・、駅等に掲示・被害相談窓口広報用 のリーフレットを警察署 の窓口等で配布・県警ホーム ページに「被害相談窓口のご案内」のページを設定・ 県警本部庁舎正面脇の電光掲示盤に被害相 談窓口を 表示・その他、各警察署においても、地域のケーブ ル テレビ・、FMラジオ、情報紙、交番だより等 を 活用して の広報活動を実施	・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布します。 ・県警ホームページに「被害相談窓口のご案内」のページを継続掲載します。 ・県警本部庁舎正面脇の電光表示盤に被害相談窓口を表示します。 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラ ジオ、情報紙、交番だ より等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らしめ、広報啓発活 動の推進に努め ます。
79		県警本部	警務部 警務課被害者支援 室	県警被害者支援の充実	全警察署に被害者連絡や支援活動を行うため の被害 者支援要員を置き、適切な被害者連絡 や支援活動を 推進するとともに、被害者等へ の捜査状況などの連絡 や支援等を行うため、「被害者連絡及び被害者支援制 度」を実施する。また、性犯罪被害者の精神的負担の軽 減を図るため、女性警察官を「性犯罪捜査員」として 登録し、運用する。	継続した支援活動を推進します。
80		県警本部	各相談窓口	犯罪被害者からの相談の 実 施	少年相談・保護センター、子ども安全110番、悪質商法 110番、電車内痴漢等迷惑行為相談 所、性犯罪110 番、暴力団からの不当要求拒 絶コール、交通相談セン ター等の各相談窓口 を設置し、犯罪被害者からの相談 に応じる。	継続して警察本部の各相談窓口での相談受理を行います。

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
81-1	新	県民局 くらし県民部	人権男女共同参 画課	JKビジネス問題対策	JKビジネスに関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府啓発サイト「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト」の周知 ・AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間の周知
81-2		安全防災局 安全防災部	くらし安全交通課	JKビジネス問題対策	JKビジネスに関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・JKビジネスに関するホームページ上での情報提供を行う。
81-3		県民局 次世代育成部	青少年課	JKビジネス問題対策	JKビジネスに関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・JKビジネスに関するホームページ上での情報提供を行う。
Apr-81		県警本部	少年育成課	JKビジネス問題対策	JKビジネスに関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県警察少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー 専門の相談員が少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りを支援

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
政策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援						
①ひとり親家庭に対する支援						
82		県民局 次世代育成部	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分) ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 就業支援講座等の実施 就業相談員の配置 ・母子家庭自立支援給付事業 (高等職業訓練促進給付金)(町村分)
83		県民局 次世代育成部	子ども家庭課	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 修学資金等 993件
84		県民局 次世代育成部	子ども家庭課	ひとり親家庭のみなさんへ	ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレットを作成する。	<p>以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図った。(6,000部配布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課
85	新	県民局 次世代育成部	子ども家庭課	ひとり親家庭夜間休日電話相談の実施	ひとり親家庭夜間休日電話相談窓口を開設する。	ニ
86	新	県民局 くらし県民部	子ども支援課	ひとり親家庭の支援	主に神奈川県内のひとり親家庭を対象として、行政やNPO等の支援情報を提供し、ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ内における「カナ・カモミール」(ひとり親家庭総合支援サイト)の運営
87		県土整備局 建築住宅部	公共住宅課	ひとり親世帯のための県営住宅優遇入居制度の活用	特に住宅に困窮するひとり親世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいるひとり親世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を高める措置をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親世帯」の県営住宅入居における優遇措置
②高齢女性に対する支援						
88		産業労働局 労働部	雇用対策課	起業・就業に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代を含めた中高年齢者の就業の支援を行う。 ・シルバー人材センター事業の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「シニア・ジョブ・スタイル・かながわ」の運営 ・シルバー人材センターの育成指導

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
89-1		県土整備部 建築住宅部	住宅計画課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、既存住宅へのエレベーター設置を進めるとともに、団地内の段差解消やスロープの設置等バリアフリー化された住宅への改良を可能な限り進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用して住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。 ・老朽化した県営住宅を対象に、段差解消、手すり設置など設備のバリアフリー化を行い、住居改善を図る。
89-2		県土整備部 建築住宅部	公共住宅課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、既存住宅へのエレベーター設置を進めるとともに、団地内の段差解消やスロープの設置等バリアフリー化された住宅への改良を可能な限り進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用して住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。 ・老朽化した県営住宅を対象に、段差解消、手すり設置など設備のバリアフリー化を行い、住居改善を図る。
90-1		県土整備部 建築住宅部	住宅計画課	高齢者向け住宅の整備と居住支援	高齢者等に配慮した公営住宅の建替や改善を進めるとともに、福祉施策と住宅施策の連携によるシルバーハウジング事業を推進する。また、高齢者世帯等の居住の安定確保を図るため、居住支援協議会を通じて住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録や住まい探し等の支援を行う。	・建替団地2団地8戸、個別改善6団地192戸の整備を行う。 ・あんしん賃貸住宅(高齢者世帯等)の新規登録を継続して行う。
90-2		県土整備部 建築住宅部	公共住宅課	高齢者向け住宅の整備と居住支援	高齢者等に配慮した公営住宅の建替や改善を進めるとともに、福祉施策と住宅施策の連携によるシルバーハウジング事業を推進する。また、高齢者世帯等の居住の安定確保を図るため、居住支援協議会を通じて住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録や住まい探し等の支援を行う。	・建替団地2団地8戸、個別改善6団地192戸の整備を行う。 ・あんしん賃貸住宅(高齢者世帯等)の新規登録を継続して行う。
91		保健福祉局 福祉部	高齢社会課	地域ケア体制の充実	地域ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	・地域包括支援センター設置(市町村) 361か所(計画値) ・地域ケア会議活用推進等事業として ①広域的な地域ケア会議:地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行う。②専門職員派遣事業:市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行う。
92		保健福祉局 福祉部	高齢社会課	地域支援事業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務(包括的支援事業)・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応 ○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業	・成年後見制度利用支援実施市町村数 30市町村 ・介護相談員事業実施市町村数 21市町村 ※当該事業を地域支援事業として実施する予定の市町村数であり、自主財源のみにより実施予定の市町村は含んでいない。
93		保健福祉局 福祉部	地域福祉課	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に助成する。	福祉サービス利用支援 ・日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業の実施(県内市町村社会福祉協議会に委託。)等
94		保健福祉局 福祉部	地域福祉課	カラーバリアフリー推進事業	事業者等に対するカラーバリアフリーの普及啓発を図るとともに、条例施行にあたっての助言相談体制の整備、案内板等のカラーバリアフリー化に取り組み当事者の意見を反映した整備を促進する。	・色覚障害当事者によるカラーバリアフリー相談窓口を設置 ・色覚障害当事者によるアドバイザーを派遣して、現地での相談・助言を実施 ・カラーバリアフリーの普及啓発のための講習会を開催予定

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
95		保健福祉局 福祉部	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり 条例推進体制整備事業	県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議の開催、及び同協議会を核とした条例の普及・啓発・条例パンフレットの発行を行う。	・バリアフリー街づくり県民会議を開催予定 ・バリアフリーフェスタかながわを開催予定 ・バリアフリー街づくり賞を実施予定
96		保健福祉局 福祉部	地域福祉課	既存建築物バリアフリー化整備 ガイドライン作成普及事業	既存建築物のバリアフリー化を利用者の視点に立ってより実効性のある形で促進するため、様々な改修事例を調査したうえで、整備に向けたガイドラインを作成し、普及を図る。	・既存建築物のバリアフリー化整備事例集(ガイドライン)をホームページに掲載

③障がいのある女性に対する支援

97-1		産業労働局 労働部	雇用対策課	障害者の就業支援施策	<p>障害者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発、広報 ・職業相談、職域開拓等 ・職場定着の促進 ・緊急雇用創出事業 ・職業能力の開発 	<p>○普及啓発、広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進啓発誌「ともに歩む」作成、合同面接会の国との共催。 ・障害者雇用等に積極的に取り組む中小企業を優良企業として県が認証し、社会的に評価される仕組みをつくる。 ・障害者雇用に取り組む中小企業を応援するため、扱っている商品・サービスをPR ・企業の障害者雇用に対する意識を高めるとともに、障害者の職業的自立に向けた機運の醸成を図るため、フォーラムを開催。 ・障害者雇用に関する積極的な企業の事例紹介や質問会などを実施。 ・企業を対象に視覚障害者の就労について理解促進を図るため、見学会を実施。 ・国が開催する企業面接会を共催。 <p>○職業相談・職域開拓等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進センターにおける中小企業における障害者雇用促進のための就労支援の実施(個別訪問による情報提供・出前講座等) ・障害者しごとサポーター(非常勤)により、障害者の身近な地域において就業支援を行う。 <p>○職場定着の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者を5人以上または精神障害者を2人以上雇用する中小企業で、雇用管理のため必要な職業相談及び作業指導をする職場指導員を設置している事業主に対して補助。 ・(職訓)神奈川能力開発センターの訓練修了生の継続雇用に向けて、計画的な職場定着指導や再就職への相談、指導、助言等を行う。 ・派遣型ジョブコーチを職場に派遣。 ・主に精神障害者を対象とした就労定着支援ツール(K-STEP)を紹介する研修会を開催。 <p>○職業能力の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練及び民間教育訓練機関等への委託訓練を実施する。 ・障害者職業能力開発事業(訓練期間2年2コース延べ定員40人、訓練期間1年6コース実施定員100人、訓練期間6ヶ月1コース定員10人、在職者訓練定員30人) ・障害者職業能力開発委託事業(訓練期間1年3コース定員30人) ・障害者就職促進委託訓練事業(訓練期間1～4ヶ月以内53コース定員360人)
------	--	--------------	-------	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

通し 番号	29年度 新規事業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
97-2		産業労働局 労働部	産業人材課	障害者の就業支援施策	障害者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発、広報 職業相談、職域開拓等 職場定着の促進 緊急雇用創出事業 職業能力の開発 	<p>○普及啓発、広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進啓発誌「ともに歩む」作成、合同面接会の 国との共催。 障害者雇用等に積極的に取組む中小企業を優良企業として県が認証し、社会的に評価される仕組みをつくる。 障害者雇用に取り組む中小企業を応援するため、扱っている商品・サービスをPR 企業の 障害者雇用に対する意識を高めるとともに、障害者の職業的 自立に向けた機運の醸成を図るため、フォーラムを開催。 障害者雇用に積極的な企業の 事例紹介や質問会などを実施。 企業を対象に視覚障害者の就労について理解促進を図るため、見学会を実施。 国が開催する企業面接会を共催。 <p>○職業相談・職域開拓等</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者しごとサポーター(非常勤)により、障害者の身近な地域において就業支援を行う。 <p>○職場定着の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害者を5人以上または精神障害者を2人以上雇用する 中小企業で、雇用管理のため必要な職業相談及び作業指導を する職場指導員を設置している事業主に 対して補助。 (職訓) 神奈川能力開発センターの訓練修了生の継続雇用に 向けて、計画的な職場 定着指導や再就職への相談、指導、助 言等を行う。 派遣型ジョブコーチを職場に派遣。 主に精神障害者を対象とした就労定着支援ツール(K- STEP)を紹介する研修会を開 催。 <p>○職業能力の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練及び民間教育訓練機関等への委 託訓練を実施する。 障害者職業能力開発事業(訓練期間2年2コース延べ定員 40人、訓練期間1年6コ ース実施定員100人、訓練期間6ヶ月1 コース定員10人、在職者訓練定員30人) 障害者職業能力開発委託事業(訓練期間1年3コース定員 30人) 障害者就職促進委託訓練事業(訓練期間1～4ヶ月以内53 コース定員360人)
98		保健福祉局 福祉部	障害福祉課	障害者の就労移行支援・就 労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知 識・能力の向上のための訓練等を行う 就労移行支援事 業と、福祉的就労として生産 活動の機会の提供やその 他就労に必要な知 識・能力向上のための訓練等を行う 就労継続 支援事業の利用を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援に対する負担 就労継続支援に対する負担 	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を 市町村に対して負担
99		保健福祉局 福祉部	障害福祉課	障害者就業・生活支援セン ター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在 職者など、就職や職場への定着が困 難な障害者及び 就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日 常生活、社会生活上 の支援を行うことにより、障害者の 職業生活に おける自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施する。(全障害保健福 祉圏域8か所に設置)

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
100-1		県土整備局 建築住宅部	公共住宅課	公的賃貸住宅における障害者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、既存住宅へのエレベーター設置を進めるとともに、団地内の段差解消 やスロープの設置等バリアフリー化された住宅への改良を可能な限り進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用して住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。 ・老朽化した県営住宅を対象に、段差解消、手すり設置など設備のバリアフリー化を行い、住居改善を図る。
100-2		県土整備部 建築住宅部	住宅計画課	公的賃貸住宅における障害者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、既存住宅へのエレベーター設置を進めるとともに、団地内の段差解消 やスロープの設置等バリアフリー化された住宅への改良を可能な限り進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用して住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。 ・老朽化した県営住宅を対象に、段差解消、手すり設置など設備のバリアフリー化を行い、住居改善を図る。
101		保健福祉局 福祉部	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり 条例推進体制整備事業	県内事業者の代表や関係団体、学識経験者 等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会 議の開催、及び同協議会を核とした条例の普及・啓発を行う。 ・条例パンフレットの発行を行う。	・バリアフリー街づくり県民会議 ・バリアフリーフェスタかながわ ・バリアフリー街づくり賞
102		保健福祉局 福祉部	地域福祉課	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に助成する。	福祉サービス利用支援 ・日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業の実施(県内市町村社会福祉協議会に委託。)等
103		保健福祉局 福祉部	障害福祉課	障害児者の相談支援の充実	障害児者の自立した生活や課題の解決に向けた適切なサービス利用を図るため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うサービス等利用計画の作成や、その後のモニタリング(必要な見直しなど)を支援する。	・障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・計画相談支援 ・障害児相談支援
104		保健福祉局 福祉部	障害福祉課	障害児者の居宅生活支援の充実	障害児者が地域で安心してくらするよう、必要な障害福祉サービスの利用を支援する。 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)	・障害児者の福祉サービスの利用に要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)
105		保健福祉局 福祉部	障害福祉課	障害者地域活動支援センターに対する支援	地域で生活する障害者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	1 地域活動支援センター機能強化事業(障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)の一部) 2 市町村事業推進交付金(障害者地域活動支援センター事業)
④外国人女性に対する支援						
106		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	多言語による相談の実施	民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで多言語による相談を実施する。	7ヶ国語相談(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
107		県民局	国際課	多言語情報の提供	言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民にとって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネットなどにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情報紙の発行 ・ホームページによる多言語情報の提供	○多言語情報紙「こんにちは神奈川」の発行・年3回発行予定・発行部数:1回あたり20,000部・対応言語:英語ほか5言語・配布場所:県機関・市町村等約800箇所 ○箱根・大涌谷情報を英語ほか10言語で提供 ○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載する ○他課作成の多言語情報出版物の翻訳チェックを行う(件数1件)
108		県民局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。	○外国籍県民一般・法律相談・実施場所:地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター・対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語(実施場所により対応言語が異なる) ○外国籍県民教育相談・実施場所:地球市民かながわプラザ・対応言語:中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語
109		産業労働局 労働部	労政福祉課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所、湘南支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター(本所)においてスペイン語・中国語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施する。
⑤生活に困窮する女性に対する支援						
110	一部新	保健福祉局 福祉部	生活援護課	生活困窮者自立相談支援 事業	「生活困窮者自立支援法」に基づき、県内町村の生活上の困難に直面されている方に対し、地域において自立した生活が行われるよう自立相談支援を実施する。 生活困窮者ワンストップ支援推進事業を実施する。	・引き続き、生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成、この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施。 ・出張相談会の実施や各種制度の情報提供等
⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援						
111		①県民局 くらし県民部 ②県民局 くらし県民部 ③保健福祉局 保健医療部 ④産業労働局 労働部	①人権男女共同参画課 ②青少年課 ③がん・疾病対策課 ④雇用対策課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	(LGBTの子どものための自立/就労支援事業)事業の広報にかかる県内人権担当者/関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等
112		県民局 次世代育成部	青少年センター	子ども・若者総合相談事業	かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)における電話及び来所相談対応	性的マイノリティに関する面接相談を含めて、子ども・若者の悩みについての相談において対応
113		保健福祉局 保健医療部	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのここの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	性的マイノリティに関する面接相談を含めて、子ども・若者の悩みについての相談において対応

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
114		教育局	総合教育センター	電話相談・総合教育相談事業	総合教育相談(電話)及び来所相談での相談対応	性的マイノリティに関する面接相談を含めて、学校生活における子どものさまざまな悩みや問い合わせに対応
115		教育局 行政部	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催
116		教育局 行政部	行政課	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する	・県立学校人権教育研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座
政策の基本方向3 生涯を通じた健康支援						
①女性の健康に対する支援						
117		保健福祉局 保健医療部	がん・疾病対策課	がん(子宮・乳房)予防の推進	がんを予防するために、がん検診の受診促進などの普及啓発やがん検診従事者の研修を行う。	・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布 ・乳がん検診を普及啓発するイベントの実施 ・がん検診従事者研修の実施
118		保健福祉局 保健医療部	医療課	周産期救急医療システムの充実	ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。	・周産期救急医療システムの安定的な運用
119		保健福祉局 保健医療部	健康増進課	生涯を通じた女性の健康相談等の充実	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、思春期・更年期等の女性のライフステージに応じた健康に関する相談を実施するとともに、不妊・不育に関する相談体制を整備する。また、健康状態に応じて的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。	・思春期の男女・女性の健康相談と健康教育の実施 保健福祉事務所・センター(9か所) ・専門医及び助産師による不妊・不育専門相談の実施 不妊・不育専門相談センター 54回(27日)
120		保健福祉局 保健医療部	健康増進課	不妊治療の経済的支援	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間における特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成する。	・特定不妊治療費助成事業の実施 1 給付内容 治療費を各回最高15万円(初回の治療に限り30万円まで)、男性不妊治療について最大15万円、通算最大6回を上限に支給 2 対象者 県内在住者(横浜・川崎・相模原・横須賀市を除く)で治療開始時点での妻の年齢が42歳以下の法律上の婚姻をしている夫婦 3 所得制限額 730万円未満(夫婦合算) 4 対象治療法 県指定の医療機関で受けた特定不妊治療
121	新	保健福祉局 保健医療部	健康増進課	未病女子対策	若い世代を中心に、痩せすぎや、女性特有のがんの増加など、女性の健康問題に対する関心を引き起こすため、普及啓発イベントの開催やインターネットによる情報発信等を行う。	・「かながわ女性の健康・未病サイト 未病女子navi あなたらしくもっとキレイに、輝くために」の運営

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
②男性の健康に対する支援						
122		保健福祉局 保健医療部	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺総合対策指針」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催)の開催親会議1回 地域部会3回開催予定 ・自殺対策に係る庁内会議の開催 ・自殺予防街頭キャンペーンの実施:9月9日世界自殺予防デーに合わせて実施予定 ・自殺対策講演会の開催:9月24日開催予定 ・普及啓発用リーフレット「あなたに知ってほしい」作成予定 ・ホームページ等による周知
123		保健福祉局 保健医療部	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築を行う「かながわ自殺予防情報センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン) ・自殺対策講演会の開催 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施 ○かながわ自殺予防情報センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修 ○多職種による包括相談会の実施 ○こころ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談(フリーダイヤル対応) ○うつ病講演会、働く人のメンタルヘルス研修会(精神保健福祉センター等で実施) ・うつ病講演会 ・働く人のメンタルヘルス研修会
③エイズ・性感染症等に対する支援						
124		保健福祉局 保健医療部	健康危機管理課	エイズ・性感染症の予防に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推進するため、県民のエイズ(性感染症を含む)に関する正しい理解と行動への普及啓発を、かながわレッドリボン運動の実施、青少年エイズ・性感染症の予防講演会の開催などにより行う。 ・エイズ予防に関する県民への普及啓発と正しい知識の理解を深める。 ・保健福祉事務所を中心とした県民参加によるシンポジウム等の開催など、地域に根ざした予防啓発事業の展開を図る。 ・県民に対する正しい知識の普及啓発の場とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわレッドリボン運動の実施(年3回強化月間を設定)、中学生・高校生への青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催、エイズ・性感染症予防の普及啓発用資料の作成・配布等 ・レッドリボン運動:年3回強化月間を設定し推進を図る予定啓発用パンフレット:中高生向け、高校生向け、一般向けを作成予定 青少年エイズ・性感染症予防講演会:中学・高校にて開催 ・保健福祉事務所・センター6ヶ所で実施予定 ・HIV即日検査イベント開催予定
125		教育局 指導部	保健体育課	性に関する指導・エイズ教育の推進	性に関する指導・エイズ教育について研修し、教育の指導力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座の開催 小・中・高等学校、特別支援学校の教職員対象

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
126		保健福祉局 保健医療部	健康危機管理課	エイズ対策体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズに関する正しい知識や情報の提供、HIV感染防止行動、相談者へのカウンセリングを実施する。 ・HIVに感染した者及び家族に対するカウンセリング等の業務を行い、社会的・精神的問題の軽減を図る。 ・県民が受けやすい検査体制の充実を図る。 ・エイズ患者・HIV感染者の歯科診療の推進を図る。 ・エイズの病態や治療方法の最新知見と研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。 	外国籍県民エイズ相談 設置数:2ヵ所(特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センターと特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわに委託) ・設置数:1ヵ所(健康危機管理課) 要請に応じて派遣 ・8ヵ所で実施 保健福祉事務所・センター6ヵ所とHIV即日検査センター2ヶ所 ・HIV歯科診療紹介制度の運営 HIV歯科診療登録医療機関の拡大 歯科診療研修会・講習会開催予定(神奈川県歯科医師会委託) ・症例研究会:6回開催予定(神奈川県医師会委託)
④健康長寿社会の実現						
127	一部新	政策局 政策部	総合政策課	「人生100歳時代の設計図」 推進事業	「人生100歳時代」において、一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県・市町村、大学等による連携組織を設置し、中高年齢者の活躍の仕組みづくり等を行うとともに、県民の意識啓発に向けたフォーラムの開催や情報発信を行う。	-
128		県民局 くらし県民部	NPO協働推進課	かながわボランティア活動推進事業	ボランティア団体等の公益事業への自主的な取組みを水するため、「かながわボランティア活動推進基金21」を活用し、団体等が実施する事業を支援するとともに、協働事業を実施する。	-
129		県民局 くらし県民部	NPO協働推進課	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	-
130		教育局 生涯学習部	生涯学習課	県立社会教育施設の取組み	多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、神奈川文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。	-
131		①産業労働局 中小企業部 ②産業労働局 産業部	①中小企業支援課 ②産業振興課	シルバーベンチャーの創出 促進	人生100歳時代を見据えて、シニア層による起業を積極的に生み出していくため、創業スクールやシニア向け起業セミナーを開催するとともに、シニア起業家によるビジネスコンテストを開催する。	-
132		教育局 指導部	高校教育課	ハイスクール人材バンク事業	学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	-

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
重点分野4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備						
政策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革						
①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成						
133		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男女共同参画施策推進者研 修	市町村で男女共同参画施策・事業の推進を担う行政 職員等に対して、男女共同参画についての施策能力の 向上等を図る講座を実施する。	・男女共同参画施策推進者研修講座の実施
134		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男女共同参画フォーラム	男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課 題について、男女共同参画社会の実現を推進するた め、講演会等を実施する。	・男女共同参画フォーラムの実施
135		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	メディアにおける男女共同参 画社会実減のための施策の 推進	メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響 は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向け て、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への 影響力の任しい、それに基づく適切な対応が不可欠で あることを鑑み、国に対して提案を行う。	国への提案の実施
136		教育局 生涯学習部	生涯学習課	男女共同参画に関する指導 者の養成	男女共同参画社会の実現に向けて、性別役割 分業に 関する問題や「女らしさ・男らしさ」といった社会的性別 (ジェンダー)をめぐる学習課題 について研修を実施す るとともに、家庭・地域・職場での男女平等学習を支援 できる人材の養 成を行うため、生涯学習指導者研修 「男女共 同参画コース」を実施する。	生涯学習指導者研修等の中で、個別課題として取り上げる。
②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供						
137		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	男女共同参画に配慮した行 政刊行物の作成	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等につ いて、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をす るように配慮する。	・男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談 の実施
138		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男女共同参画に関する行政 資料等の提供	男女共同参画社会の実現に向けて、その学習や調 査・研究活動に必要な行政資料等を収集・整理し、県民 及び研究者等の利用に供する。	・男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理、貸出を含めた情報提供 ・インターネットを利用した蔵書検索や資料・交流コーナー情報の提供 ・講座、セミナー等に関連した図書紹介

通し番号	29年度新規事業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
139		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」の発信	男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。	・かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信
140		教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県をはじめ、市町村や生涯学習関係機関・団体の協働による、県立図書館を拠点とした生涯学習ネットワークにより、生涯学習に関する情報を提供し、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援します。	・生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の継続運営 県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等、様々な生涯学習情報をインターネットを利用して提供するシステム

政策の基本方向2 若年層に向けた意識啓発

①若年層に向けた男女共同参画

141		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課/かながわ男女 共同参画センター	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学における男女共同参画推進プログラム実施の促進 ・高校生向け啓発冊子及びリーフレットの作成 ・大学生向け啓発冊子の作成 ・大学向け出前講座及び教材の開発
142		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	男女平等教育の推進	子どもの頃から男女平等意識を育むため、男女平等教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布します。	・男女平等教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布
143		教育局 指導部	高校教育課	キャリア教育の推進 [生徒向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、生徒一人ひとりが、固定的な性別役割にとらわれず、個性と適性に応じて進路を選択できるよう、各校ごとのキャリア教育プログラムや就業体験などの体験活動の充実を進めるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組みを通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・就業体験活動の拡充 ・「県立高等学校進路指導説明会」の開催 ・「かながわキャリア教育体験発表会」の開催
144		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	メディア・リテラシー講座の開催	性別を問わず、人権の尊重や固定的な役割分担の解消に向けて、メディアが発信する情報の意味を情報の受け手側が主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るための講座を実施する。	・メディアリテラシー講座(中高生向け)の実施
145		教育局 生涯学習部	生涯学習課	家庭教育の重要性への理解を深めるための支援	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う「家庭」の教育力の充実のための学習資料を発行し、男女平等意識などについても中学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓発を行う。	・家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配布 1 内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等 2 配布対象 中学新入生の保護者 3 配布部数 43,000部
146		県民局 次世代育成部	青少年課	青少年有害情報閲覧防止等 対策の促進	青少年保護育成条例では、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧すること等を防ぐため、青少年の携帯電話等にフィルタリングの設定を促進するための規定を設けており、事業者への指導や保護者等への周知啓発を実施する。	・立入調査等の実施 青少年保護育成条例に基づく、携帯電話販売店、インターネットカフェ等への立入調査、指導等の実施 ・広報啓発 条例周知用リーフレット等の作成・配布、社会環境健全化推進街頭キャンペーンにおける資料配布等

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
147		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	若年層を対象とした事業	高校生や大学生等の若年層に向け、将来の職業について男女共同参画の視点からイメージし、あわせて将来の働き方について考え方を得ることで、固定的性別役割分担にとらわれない進路選択ができるよう支援するための講演会等を実施する。	・講演会等の実施 1回(1日)
148		選挙管理委員会	-	選挙権年齢引き下げに伴う 10代の投票行動促進	10代の選挙行動の上昇のための啓発を行う。	・県ホームページ内における「18歳選挙権めいすいくん」による啓発
②学校現場における基盤整備						
149		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男女共同参画研修用教材の 配布	教職員や市町村職員等が男女共同参画について理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行うことのできる研修用教材を配布する。	・男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて配布。
150		県民局 次世代育成課	子ども家庭課	児童に対する性的虐待防止 対策の推進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	・児童に対する性的虐待の被害確認、面接者の養成 ・被害児童の心理的ケア
151-1		教育局 行政部	行政課	スクール・セクハラ防止対策	スクール・セクハラ防止に取り組む。	・スクール・セクハラ相談窓口による相談の実施 ・教職員向け啓発資料の配付 ・生徒向け啓発資料の配付 ・県立高等学校(全日制・定時制・通信制)、県立中等教育学校(後期課程)、県立特別支援学校(高等部)のすべての生徒を対象に、アンケートを実施。 ・県立学校人権教育校内研修会等に対する支援 外部講師への報償費の負担、講師の派遣 県立学校172校対象
151-2		教育局 行政部	厚生課	スクール・セクハラ防止対策	スクール・セクハラ防止に取り組む。	県立学校教職員対象のセクハラ相談窓口による相談の実施
152		教育局 行政部	行政課	人権教育の推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」というテーマを設ける。 また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。	・人権教育指導者養成研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 外部講師への報償費の負担、講師の派遣 県立学校172校対象 ・「人権教育ハンドブック」をホームページに掲載し研修会等で活用する。県立学校全児童・生徒へ啓発用リーフレットを配付。教育実習生向け啓発用チラシを配付。県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。

通し 番号	29年度 新規事業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
153-1		教育局 行政部	行政課	男女平等教育研修の充実	教職員の意識啓発と男女平等教育を実践する上での課題解決を図るため、男女平等教育についての研修を行う。	「県立学校人権教育スキルアップ研修講座」
153-2		教育局 指導部	高校教育指導課	男女平等教育研修の充実	教職員の意識啓発と男女平等教育を実践する上での課題解決を図るため、男女平等教育についての研修を行う。	「県立高等学校進路指導説明会」の開催
153-3		教育局	総合教育センター	男女平等教育研修の充実	男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校においてその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講座を実施する。 対象:幼・小・中・高・中等教育・特別支援学校の教員	<ul style="list-style-type: none"> ・「初任者研修講座」講義「人権教育」の実施 受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭 ・「新任教頭研修講座(県立学校)」講義「人権教育の推進」の実施 ・「新任指導主事研修講座」講義「人権教育の推進」の実施
154		教育局	総合教育センター	教育相談の実施	学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、コンサルテーション、カウンセリングを通して、教育的・心理的な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・発達に関する教育相談 ・24時間子どもSOSダイヤル ・コンサルテーション等
154		教育局	総合教育センター	キャリア教育の推進 [教員向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、生徒一人ひとりが、固定的な性別役割にとらわれず、個性と適性に応じて進路を選択できるよう、各校ごとのキャリア教育プログラムや就業体験などの体験活動の充実を進めるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組みを通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	・「キャリア・シチズンシップ教育県有講座」の実施
155		教育局 指導部	高校教育課	性差によらない名簿の導入の推進	学校での活動全般にわたり、男女平等・人権 尊重の基盤に立った人間形成を図るため、性 差によらない名簿の導入を進める。	全ての学校で「性差によらない名簿」を導入している。

政策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備

①家事・育児の基盤整備

156		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画課	講座・フォーラム等における託児室の設置促進	子育て期の親が、育児を心配することなく講座・フォーラム等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとともに、実施状況等について把握・周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「県が実施する事業(講座、フォーラム等)における託児に関する方針」の周知 ・実施状況調査
-----	--	---------------	-----------	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
157		県民局 次世代育成部	次世代育成課	保育所等の整備促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援する。	・待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援
158		県民局 次世代育成部	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認証制度に取り組む。	・かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン改定計画における取組み
159		県民局 次世代育成部	次世代育成課	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	・多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、実施する市町村に対して支援を行う。(かながわ子どもみらいプラン)
160		県民局 次世代育成部	次世代育成課	放課後児童対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童(おおむね10歳未満)等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施推進する経費を市町村に対して助成する。	・放課後児童クラブを設置・運営している市町村に対し、放課後児童クラブの運営費助成を継続
161	一部新	県民局 次世代育成部	次世代育成課	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保育成	・年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。 ・一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパート)等を養成し、保育の質の公表と就業継続の支援を図る。	【H29】 ・国際戦略特区を活用した県独自保育士試験の実施 ・保育士エキスパート等の養成 ・保育士・保育所支援センターの運営等 ・子育て支援員研修の実施 ・放課後児童支援員認定資格研修の実施
162	一部新	県民局 次世代育成部	次世代育成課	待機児童対策の推進	【H29】 ・地域型保育保育事業連携対策緊急支援事業費補助 ・低年齢児受入対策緊急支援事業費補助 ・保育所等緊急整備事業費補助等 ・認可外保育施設巡回指導事業費	【H29】 ・地域型保育事業の卒園時の受け皿を確保するとともに保育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助する。 ・待機児童の8割を占める0～2歳児の保育所等への受入れを促進するため、年度途中に定員超過して受け入れるための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、保育士の雇用経費を補助する。 ・待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 ・認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事等の重大事故が発生しやすい場所での巡回指導を行う。

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
163	一部新	県民局 次世代育成部	次世代育成課	幼児期の教育・保育の提供 体制の確保・充実等	・施設型給付費負担金 ・病児・病後児保育事業費補助 ・放課後児童健全育成事業費補助	・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給付費の一部を負担する。 ・病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整備や事業に取り組む市町村に対して補助する。 ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助する。
164		県民局 次世代育成部	私学振興課	私立幼稚園等の地域開放事 業の促進	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談 事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚 園等に対し補助する。	・地域開放を実施する私立幼稚園等に対する補助を継続
165		県民局 次世代育成部	私学振興課	私立幼稚園等の預かり保 育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施 する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及 び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。	・預かり保育を実施する私立幼稚園等に対する補助を継続
166		保健福祉局 保健医療部	保健人材課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員 等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育 事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助す る。	・補助対象 日赤、厚生連、共済組合、健康保険組合、学校法人医療法人等 ・補助件数 128施設
167		産業労働局 労働部	労政福祉課	家事支援外国人受け入れ事 業	・女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応 等の観 点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家 事支援人材の試行的受入れを行う。	・「第三者管理協議会」において、事業の実施に向けて、企業からの確認申請の手続きを進めるとともに、事業が適正に行われるよう指導、監督を行う。
②介護の基盤整備						
168		保健福祉局 福祉部	高齢福祉課	老人福祉施設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難 な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着 実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保 健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成す る。	・特別養護老人ホームの整備 ・介護老人保健施設の整備
169		保健福祉局 福祉部	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組みの 推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対 応に関わる市町村、地域包括支援センターの職員を対 象に、実践的な知識・技術の習得を目的とした研修や、 処遇困難事例の検討会を実施する。	・虐待防止関係職員専門研修及び処遇困難事例検討会の実施

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
170		保健福祉局 福祉部	高齢福祉課	地域包括支援センター職員 に対する研修	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。	・地域包括支援センター(初任者・現任者)研修の実施
171		保健福祉局 福祉部	高齢福祉課	認知症対策の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。	・「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施
172		保健福祉局 福祉部	高齢福祉課	介護に関する相談体制の充実	家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	・認知症患者相談事業の実施 ・認知症患者訪問指導事業の実施 ・認知症患者処遇困難事例検討事業の実施
173		保健福祉局 福祉部	高齢福祉課	高齢者への在宅保健福祉 サービスの充実	高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。	・地域支援事業の実施主体である市町村に対する地域支援事業交付金の交付 ・地域包括支援センターの設置促進
174		保健福祉局 福祉部	地域福祉課	介護支援専門員の業務の支援	介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。	・実務研修受講試験、実務研修及び登録事務の実施 ・専門研修及び主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施
175		保健福祉局 福祉部	地域福祉課	訪問介護員の養成	介護職員初任者研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。	・初任者研修事業者及び研修の指定 ・実務者研修事業者及び研修の指定

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
重点分野5 推進体制の整備・強化						
政策の基本方向1 多様な主体との協働						
①多様な主体との協働						
176		県民局 くらし県民部	人権男女共同参 画課	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を県防災会議が受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	・随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行う。
177		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて各市町村と連携して、地域の実情に応じた事業を実施する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整のうえ実施)
178		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	NPO等との協働による男女共同参画の促進	NPO等から男女共同参画社会の実現に向けた事業企画を公募し、協働により実施する。NPO等の自主企画事業と共催、後援することにより、連携して男女共同参画を推進する。	・社会参画活動推進事業の実施 3団体に委託 ・市民活動団体自主企画事業(共催・後援事業)の実施 随時
179		県民局 くらし県民部	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	・NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催
政策の基本方向2 男女別統計の促進						
①男女別統計の促進						
180	新	県民局 くらし県民部	人権男女共同参 画課	ジェンダー統計の推進	男女のおかれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データ把握できるよう努めるよう、県庁内に働きかける。	人権男女共同参画施策推進会議等において、庁内への働きかけを行う。
181		県民局 くらし県民部	かながわ男女共同 参画センター	男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に必要な調査研究や、男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究を行う。	調査研究研究書の作成・公表

通し 番号	29年度 新規事 業	局・部名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	平成29年度事業計画 (※28年度事業計画などから抜粋し作成)
政策の基本方向3 進行管理						
①進行管理						
182		県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	かながわ男女共同参画推進 プランの進行管理	年次報告書等によるプラン進捗状況を公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、男女共同参画の県の取組みや進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、神奈川県男女共同参画審議会に報告するとともに、県民に公表する。 ・県の審議会等について、女性委員割合の目標達成に向けて、委員選出団体に対する女性委員の推薦の働きかけを進めるとともに、審議介護との目標値及び実績を公表する。
183	新	県民局 くらし県民部	人権男女共同参画 課	市町村の男女共同参画施 策「見える化」	市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組みを促進する。	県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、見える化により男女共同参画の取組みを促進する。